

# 事業者の皆さまへ 久米島町雇用促進事業補助金 に関するお知らせ

## ◆久米島町雇用促進事業補助金とは？

新型コロナウイルス感染の影響により退職や雇止めにあった失業者の雇用を促進し、町内の経済回復を図ることを目的に、新たに従業員を雇用した事業者に対し、雇用した従業員の賃金の一部を補助します。

※賃金の30%を3ヶ月分補助

## ◆補助対象者

下記の全てに該当している事業者。

- ・久米島町内に住所を有する事業者とする。
- ・必要な労働保険の適用手続きがなされていること。
- ・事業所設置後6ヶ月以上経過していること。
- ・久米島町暴力団排除条例及び反社会的行為を規制する法令に抵触していないこと。

## ◆補助額と申請に必要な書類

対象	新たな従業員を一定期間(3ヶ月以上)雇用した事業者
補助額	新たに雇用した従業員の賃金の30%を補助 (上限7万円/月、3名まで/事業者)
申請に必要な書類	①交付申請書兼請求書 ②雇用通知書(雇用したことが分かる書類、賃金の額が分かる書類)。 ※令和4年4月1日以降の雇用に限る。 ③事業の内容が分かる資料 (法人:法人事業概況説明書、個人:確定申告書等) ④雇用した従業員の履歴書の写し ⑤労働災害保険等の手続きが分かる書類 ⑥当該従業員の給与明細 ⑦通帳の写し ⑧本人確認できる書類  ※申請内容によっては追加資料の提出を求めることがあります。

※本給付金は課税対象となりますので、令和5年度に申告が必要となります。

◆申請期間 令和5年2月28日(火)17時まで

◆提出先 久米島町商工観光課(仲里庁舎2階) TEL:098-985-7131